



こんにちは 東郷まさあきです

日本共産党

ご意見・ご要望をお寄せください
野洲市比江864 (TEL 589-4158)
2019年4月7日 No.132



継続審議中の都市計画条例案なのに 「予算は通っている」と課税準備

山仲市長への「申し入れ」全文

2019年3月28日

去る27日、山中善彰市長名で「2020年度からの都市計画税の導入について」の通知が市議会議員にメールとFAXで送信されました。

これによると、平成31年度第2回市議会定例会で市長提案された、野洲市都市計画税条例案が継続審議になったことを受けて、「次期定例会で可決されても、2020年度からの施行は困難」「一方、継続になったが準備作業経費を含む新年度一般会計予算は無修正のまま可決された」として、「次期定例会で可決された場合、2020年度からの導入に支障がないよう、新年度当初から、データベース整備等の準備作業を進める」というものです。

しかし、このような進め方は、明らかに地方自治法と地方財政法に反するものであり、同時に市議会の議決をも無視するもので、到底許されるものではありません。

準備作業を進める理由として、「準備予算は無修正で可決された」ことを根拠にされているようですが、確かに、地方自治法第138条の2では、「普通地方公共団体の執行機関は、可決された予算を誠実に執行する義務を負っている」とされています。

しかし、地方財政法第3条第1項では、「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」と規定されています。つまり、「合理的な基準によりその経費を算定する」、その根拠となるものが、第2回市議会定例会で提案された野洲市都市計画税条例案です。しかし、その条例案は市議会議決により継続審議となっており、予算執行（準備作業）を行う根拠はありません。

さらに第2回市議会定例会では同条例案が「拙速であり、市民に理解は得られていない」「市民説明会でも異議をとる意見が多数あった」などを鑑み、市議会として圧倒的多数で継続審議を決定したものです。にもかかわらず、継続審議で、まだ、結果が明らかでない状態であるにもかかわらず、可決されるのを前提として「準備作業に入る」のは、明らかに市民を無視するものであり、ひいては、市民の願いを受け、継続審議を議決した議会をも軽視するものです。議会制度の否定にも、つながりかねないと言っても過言ではありません。

よって、「新年度当初から、データベース整備等の準備作業を進める方針」を撤回されることを強く求めます。

共産党市議団市長に撤回を申し入れ

都市計画税条例は2月市議会定例会で継続審議となりました。ところが去る27日、山仲市長は突然条例案は継続となったが、準備予算は可決された」として、準備作業に入る」と市議会議員に通知しました。市議会の公式会議での報告や議会としての協議もなく、議員に突然のメ

ールやFAXでの通知です。現在、都市計画税条例は2月議会でも継続となり、予算（準備作業）を執行する根拠もなく、地方自治法や地方財政法に反することです。なによりも市議会は2月議会です。市民の理解は得られていない」として圧倒的多数で継続

審議を決めたのです。にもかかわらず、導入が決まった「ごとくで予算（準備作業）を行なうことは、市民無視で議会軽視のなにもでもありません。共産党市議団は28日、山仲市長に準備作業を撤回することを申し

税の応能負担と所得再配分の原則に反する都市計画税

本来、「税は所得に応じて負担する」ものです。つまり、富裕層が応分の税を負担し、所得の低い人たちのために使えるようにすることが、近代国家の税制のあり方です。しかし都市計画税は「特定の市民」から税を徴収し、「所得のない人」にも課税されるうえ、しかもそもそも市街化区域の固定資産税は高くなっています。本来の税制のあり方に反するものです。

